

第5次

上富田町総合計画

令和3～12年度
〈概要版〉

1 計画策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

平成23年度から令和2年度の町政指針「第4次上富田町総合計画」に基づき、まちの将来像『みんなが学んで花ひらく口熊野（くちくまの）かみとんだ』～自立と協働のまちづくり～の実現を目指して多様な施策を推進してきました。国全体及び周辺自治体において人口が減少する中で本町の人口は増加で推移しており、計画の取り組みが着実に成果となって表れていると考えられます。

平成30年に町制施行60周年を迎えた本町のまちづくりは次のステージに進みます。世界各国が共有するSDGsの考え方に基づく持続可能な社会の構築を念頭におきながら、Society（ソサエティ）5.0の社会実装化、近年の異常気象による自然災害の増加といった社会情勢や環境変化に的確に対応するとともに、本町の少子高齢化や厳しい財政状況を踏まえ、まちづくりの新たなステージの指針となる第5次上富田町総合計画を策定します。

(2) 計画の構成・期間

本計画は町政の最上位計画です。各分野では本計画の指針に沿って個別計画や方針を策定します。本計画は、基本構想、基本計画、実施計画で構成します。

基本構想	○ これからの社会潮流、本町の現状・課題を踏まえ、まちづくりの将来像及び目標を定める
	○ 計画期間：令和3～12年度の10年間
基本計画	○ 基本構想の各目標の実現に向けた施策を体系的に定める
	○ 計画期間（前期）：令和3～7年度の5年間 ○ 計画期間（後期）：令和8～12年度の5年間
実施計画	○ 総合戦略をはじめとした個別分野の計画にて基本計画の施策を推進するための具体的な事業内容を定め、定期的に見直しを行う

2

基本理念と将来像

(1) 基本理念

『明るく豊かで元気なひとづくり、まちづくり』 ～知恵と創造の力を合わせる協働のまちづくり～

基本理念は上富田町のまちづくりの基本的な考え方を示すものです。

住民が健やかで安心して暮らせるように、住民と行政が一体となって人もまちも元気になる協働と活力のあるまちづくりを目指します。

本町は温暖な気候や美しい緑、町の中央を流れる富田川など、風光明媚な自然に恵まれ、明るく豊かなまちづくりが進んできました。それは先人たちの限りない努力の賜で、今日の繁栄があります。

先人の知恵を基盤に私たち自身の力で新しい未来を創造していく、『明るく豊かで元気なひとづくり、まちづくり』～知恵と創造の力を合わせる協働のまちづくり～に取り組みます。

(2) 将来像

『花咲く明日につながる^{くちくまの}口熊野 かみとんだ』 ～自立、挑戦、協働のまちづくり～

世界が持続可能な社会を目指して大きく変わろうとしている今日、本町においては恵まれた豊かな自然、先人の知恵、これまでの学びを大切にしながら、新しいまちづくりのステージに挑戦していくことが求められています。

住民一人ひとりの開拓精神とこれまで培ってきた力を結集し、Society（ソサエティ）5.0の活用（実装化）やSDGsの達成に向けた新しい時代を先取りする政策を住民と行政が協働して進め、心豊かに安心して快適に暮らせるまちづくり、未来を託す子どもたちが輝くまちづくりを目指します。

また、広域連携を進める圏域の要として存在感を発揮していきます。

※ 「花咲く」：第4次総合計画の「花ひらく」とは、花がひとつずつ開くという過程を表していました。第5次総合計画の「花咲く」では、満開の花が咲くという意味合いを持たせ、第4次総合計画からさらに発展させていくことを意図しています。

※ 「口熊野」：当地域は熊野古道中辺路街道の入り口として、いにしえより「口熊野」という名で栄えてきました。

3

将来人口目標

わが国は少子化の影響によって人口減少社会に転じています。本町の将来人口も現在の増加基調から横ばいになり、やがて減少に転じる見通しです。

このような状況から、本町を取り巻く社会潮流に適切に対応しながら、住みやすさを実感する定住環境の構築、産業振興による雇用機会の創出、未来の子どもたちが輝くまちづくりを展開し、人口減少を抑えられるよう最大限の努力をします。

10年のまちづくりの成果として、計画最終年度である令和12（2030）年の人口目標を次のように設定します。

令和12（2030）年 将来人口 14,500人

図表1 上富田町の将来推計人口



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」をもとに町独自に推計



4

計画体系

◆目標1 (第1章) しあわせなまちづくり

分野	施策の大綱	施策内容
第1節 地域福祉の推進	1. ふれあい、支え合いの地域づくり	(1) 心が通う地域づくり (2) お互いさまという支え合いの仕組みづくり (3) 地域福祉の担い手確保
	2. 連携と協働の仕組みづくり	(1) 利用者の視点に立ったサービス提供の推進 (2) 関係団体等との連携 (3) 共生のまちづくり
	3. 安心して暮らし続けられる環境づくり	(1) 日常生活への支援 (2) 健康づくりの推進
第2節 社会福祉の推進	1. 高齢者福祉	(1) 生きがい対策化推進 (2) 一人暮らし高齢者への支援 (3) 在宅介護と施設介護の充実
	2. 障がい児(者)福祉	(1) 障がい児(者)自立への支援 (2) 住みやすいまちづくり (3) 障がい児(者)スポーツの推進
	3. 国民健康保険、後期高齢者医療	(1) 特定健康診査の受診率と特定保健指導実施率の向上 (2) 国民健康保険財政運営と健全化 (3) 後期高齢者医療制度の適正な運営協力
	4. 介護保険	(1) 生きがいのある生活支援 (2) 在宅介護充実への環境整備 (3) 介護施設の充実 (4) 介護保険財政健全化運営 (5) 見守り体制の充実
第3節 児童福祉と子育て支援の推進	1. 子育て環境の整備	(1) 子育て世代包括支援センター等の充実 (2) 子育て支援相談体制の整備 (3) 地域住民との協働、子育て文化の創造 (4) 子育て支援サービスの充実
	2. 家庭養育への支援	(1) 子育て支援の充実 (2) 家庭・地域の養育機能強化への支援
	3. 保育所と保育内容の充実	(1) 保育内容の充実 (2) 保育士の資質向上
第4節 保健・医療の充実	1. 健康増進事業の推進	(1) 各種健(検)診の推進 (2) 健康教育の推進
	2. 母子保健事業の推進	(1) 乳幼児健診の推進 (2) 育児相談の推進
	3. 包括的な保健医療福祉サービス提供の推進	(1) 保健・医療・福祉の連携強化 (2) 医療機関との連携 (3) 地域を含めたネットワークづくり
第5節 環境保全の推進	1. 循環型社会構築への啓発	(1) 分別収集によるごみ減量化の促進 (2) 拠点回収や美化運動などへの取り組み
	2. 自然エネルギーの利用促進	(1) 太陽光発電等の活用
	3. 一般廃棄物中間処理施設、最終処分場等の広域処理施設促進協力	(1) 中間処理施設の広域化の促進 (2) 最終処分場等広域処理施設の促進

◆目標2（第2章）教育と文化のまちづくり

分野	施策の大綱	施策内容
第1節 生涯学習の推進	1. 学習活動の推進	(1) 学習機会・学習環境の充実 (2) 学習成果の活用 (3) コミュニティ活動の推進
	2. 国際交流の推進	(1) 国際交流事業の充実
第2節 幼児・学校教育の推進	1. 幼児教育の充実	(1) 家庭教育の充実 (2) 保育所・幼稚園等との連携
	2. 学校教育の充実	(1) 教育内容の充実 (2) 健康・食に関する指導等の充実 (3) 教育環境の充実 (4) 学校・家庭・地域との連携
第3節 人権意識の高揚と男女共同参画の推進	1. 人権意識の高揚	(1) 人権学習の推進 (2) 人権擁護施策の推進
	2. 男女共同参画の推進	(1) 男女共同参画社会意識の形成
第4節 青少年の健全な育成	1. 青少年の社会的自立の支援	(1) 豊かな人間性と社会性を育むための支援 (2) 青少年の主体的活動の推進
	2. 青少年が健やかに成長できる家庭・地域づくり	(1) 家庭教育への支援 (2) 地域社会での健全育成
	3. 青少年を取り巻く環境の整備	(1) 健全な社会環境づくり (2) 非行防止の対策
第5節 文化芸術の振興	1. 文化の振興	(1) 文化活動への支援 (2) 文化環境の充実
	2. 文化財の保護	(1) 文化財の保護と整備 (2) 歴史学習機会の充実
第6節 生涯スポーツの振興	1. 地域スポーツの振興	(1) 団体の育成、連携 (2) 指導者等の育成
	2. 合宿等の誘致や大会の実施	(1) 合宿等の誘致 (2) 紀州口熊野マラソンの実施 (3) サイクルツーリズムの推進
	3. スポーツ施設の充実	(1) 施設の整備 (2) 施設の有効活用

◆目標3（第3章）魅力あるまちづくり

分野	施策の大綱	施策内容
第1節 安全・安心な暮らしの確保	1. 災害・感染症予防の推進	(1) 地震対策 (2) 河川等災害対策 (3) 土砂災害対策 (4) 感染症対策
	2. 地域防災体制の充実	(1) 防災意識の向上 (2) 自主防災体制の確立 (3) 災害弱者対策の推進 (4) 広域防災体制の構築
	3. 災害対応力の強化	(1) 情報基盤の整備 (2) 防災基盤の整備 (3) 消防力の充実強化
	4. 交通安全対策の推進	(1) 交通安全運動の推進 (2) 交通安全施設の整備
	5. 防犯対策の推進	(1) 防犯運動の推進 (2) 防犯体制の整備
	6. 安全な住民生活の確保	(1) 住民生活の支援 (2) 消費者保護の充実 (3) 住民の安全・安心の確保

分野	施策の大綱	施策内容
第2節 適正な土地利用の 推進	1. 計画的な土地利用の推進	(1) 計画的な農用地の利用 (2) 自然環境の保全と利用 (3) 住宅地の誘導 (4) 用途地域設定の検討
	2. 地籍調査の推進	(1) 地籍調査事業
第3節 生活基盤の整備	1. 道路の整備	(1) 高速自動車道路・国道の整備促進 (2) 県道の整備促進 (3) 町道の整備推進 (4) 道路環境の整備推進
	2. 公共交通の充実	(1) バス路線の維持 (2) 公共交通の提供 (3) 鉄道の利便性の向上
	3. 高度情報化の進展への対応	(1) 情報通信基盤の充実 (2) 情報教育の充実
	4. 上水道の安定供給	(1) 安全でおいしい水道水の供給 (2) 上水道施設及び管路の更新・維持管理
	5. 下水道等の整備	(1) 公共下水道施設の維持管理 (2) 農業集落排水施設の維持管理 (3) 合併処理浄化槽による整備の推進
第4節 農林業の振興	1. 農業の振興	(1) 生産基盤の整備と遊休農地解消による効率的利用 (2) 担い手の育成 (3) 販売体制の強化、各生産組織の育成 (4) 鳥獣被害対策
	2. 林業の振興	(1) 森林の公益的機能の推進 (2) 林業生産基盤の整備 (3) 木材利用の推進 (4) 木材生産・加工・流通体制の整備
第5節 商工業・観光 (交流)の振興	1. 商業の振興	(1) 経営者及び後継者の育成支援 (2) 他産業との連携
	2. 工業の振興	(1) 地場産業の育成支援 (2) 新たな企業立地の推進 (3) 企業との連携の強化
	3. 観光(交流)の振興	(1) 豊かな自然と歴史遺産の活用 (2) 地域産業との連携 (3) スポーツ・文化を通じた観光振興
第6節 定住の促進	1. 住宅環境の整備	(1) 公営住宅の維持管理 (2) 空き家の有効活用 (3) 良好な民間宅地開発や住宅供給の誘導
	2. 生活環境基盤の整備	(1) 上・下水道等及び道路網の整備 (2) 公共施設のユニバーサルデザイン化等
	3. 雇用の確保	(1) 企業立地の推進 (2) 後継者の確保と担い手の育成
	4. 子育て支援	(1) 子育て支援サービスの充実 (2) 保育内容の充実 (3) 安心して妊娠・出産できる環境づくり
第7節 効率的な行財政の 展開と町民との協働	1. 効率的な行財政運営の推進	(1) 行財政改革の推進 (2) 財政事情の公表 (3) 職員の意識改革
	2. 住民協働によるまちづくり の推進	(1) ボランティア活動の支援 (2) コミュニティ活動の振興 (3) 住民参画の推進
第8節 広域行政の推進	1. 広域的な行政の推進	(1) 効果的・効率的な共同業務の推進 (2) 周辺自治体との連携強化

5

計画の推進

(1) 計画の推進体制

庁内の組織横断的な連携を図り、効率的で実効性の高い施策を着実に実行する庁内体制を構築します。

住民、地域、企業、関係機関・団体等、それぞれの主体が「自分たちのまちを自分たちで創造する」、
「まちづくりを自分事として主体的に活動する」ことを実践するよう、協働体制を強化します。

(2) 計画の進行管理と見直し

本計画においては、PDCA サイクル（※）による進行管理を行います。

各施策の進捗状況については、総合戦略をはじめとした個別分野の各計画に関する調査や点検・評価結果を通じて把握するとともに、必要に応じて事業手法等を見直し、改善策を検討して、翌年度以降の適切な施策の実施に反映させていきます。

○基本構想は、構想期間終了年度に見直し、次期計画を策定します。

○基本計画は、前期期間終了年度に見直し、後期基本計画を策定します。

ただし、社会情勢が大きく変化した場合や、PDCA サイクルによる見直しにより必要と認められた場合には、計画期間中においても変更・改定を行う場合があります。

※ PDCA サイクル

Plan（計画）、Do（実行）、Check（点検・評価）、Action（見直し・改善）という手順を繰り返すサイクルを重ね、より高い目標を達成する経営手法。

図表2 PDCA サイクルの流れ



6

成果指標

各目標の達成度合いを測るための成果指標を以下のとおり設定します。これらの進捗・達成状況について点検・評価を行い、施策の見直しや次期計画の内容に反映します。

◆「目標1（第1章）しあわせなまちづくり」の指標

	指標	基準	令和7年度 目標値
1	一時預かり延べ利用者数	52人 (令和元年度)	5年間で 8人増加 (累計 60人)
2	運動習慣のある人の割合	42.3% (令和元年度)	5年間で 2.7%増加 (令和7年度 45.0%)
3	特定健診受診率（国保）	40.4% (令和元年度)	5年間で 6.6%増加 (令和7年度 47.0%)

◆「目標2（第2章）教育と文化のまちづくり」の指標

	指標	基準	令和7年度 目標値
1	児童生徒の学習到達度	① 全国学力・学習状況調査 全国平均をやや下回る (令和元年度) ② 全国体力・運動能力・運動習慣 等調査 全国平均をやや上回る (令和元年度)	①、②とも全国平均以上 (令和3年度から)
2	地域の伝統行事の運営に関わる延べ人数	300人 (令和元年度)	5年間で 50人増加 (令和7年度で350人)
3	上富田スポーツセンター延べ利用者数	98,806人 (令和元年度)	5年間で69,194人増加 (令和7年度168,000人)

◆「目標3（第3章）魅力あるまちづくり」の指標

	指標	基準	令和7年度 目標値
1	新規就農者数	4人 (令和元年度まで累計)	5年間で 3人増加 (累計 7人)
2	新規雇用創出者数 (農業除く)	39人 (令和元年度まで累計)	5年間で 10人増加 (累計 49人)
3	民泊延べ宿泊者数	1,157人 (令和元年度)	5年間で 2,143人増加 (令和7年度 3,300人)
4	経常収支比率	87.7%	毎年の数値を90%以下にとどめる。

第5次 上富田町総合計画（令和3～12年度）〈概要版〉

発行 令和3年3月 編集 上富田町
〒649-2192 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来763番地
電話（代表） 0739-47-0550 ファックス 0739-47-4005